

制定 平成15年 2月28日中国運輸局公示第185号
改正 平成25年10月17日中国運輸局公示第 46号
改正 令和 元年 9月30日中国運輸局公示第 35号
改正 令和 7年 8月 1日中国運輸局公示第 37号

公 示

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び
事業計画変更認可申請等の標準処理期間について

地方運輸局長権限に係る一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可、一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業計画変更の認可（運輸支局長権限に係るものを含む）、一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けの認可、一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併又は分割の認可、一般貨物自動車運送事業者が死亡した場合の相続の認可、一般貨物自動車運送事業の運送約款の認可、輸送の安全に関する管理の受委託の許可申請事案についての標準処理期間を下記のとおり定めたので公示する。

平成15年2月28日

中国運輸局長 富士原 康一

記

- | | |
|--------------------------------|-------|
| (1) 一般貨物自動車運送事業の許可 | 3～5ヶ月 |
| (2) 特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業の許可 | 4～6ヶ月 |
| (3) 一般貨物自動車運送事業の事業計画変更の認可 | |
| 運輸支局長権限に係るもの | 1～3ヶ月 |
| その他のもの | 1～4ヶ月 |
| (4) 特別積合せ貨物運送に係る事業計画変更の認可 | 1～4ヶ月 |
| (5) 貨物自動車利用運送に係る事業計画変更の認可 | 1～4ヶ月 |

(6) 一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けの認可	1 ～ 3 ヶ月
(7) 一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併又は分割の認可	1 ～ 3 ヶ月
(8) 一般貨物自動車運送事業者が死亡した場合の相続の認可	1 ～ 3 ヶ月
(9) 一般貨物自動車運送事業の運送約款の認可	2 ヶ月
(10) 特定貨物自動車運送事業の許可	2 ～ 4 ヶ月
(11) 特定貨物自動車運送事業の事業計画変更の認可	1 ～ 3 ヶ月
(12) 特定貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けの認可	1 ～ 3 ヶ月
(13) 特定貨物自動車運送事業者たる法人の合併又は分割の認可	1 ～ 3 ヶ月
(14) 特定貨物自動車運送事業者が死亡した場合の相続の認可	1 ～ 3 ヶ月
(15) 運輸支局長から地方運輸局長への進達	5 ～ 10 日
(16) 輸送の安全に関する業務の管理の受委託の許可	2 ヶ月

標準処理期間は適法な申請を処理するために通常要すべき標準的な期間であると解釈されていることから、標準処理期間の算定には以下の期間は含まれないので留意されたい。

- ① 申請が不備のため当該申請の補正をするために要する期間
- ② 申請の処理の途中で、申請者が申請内容を変更するために必要な期間 等